

自動車リサイクル法の施行状況について

平成 17 年 10 月
経済産業省製造産業局自動車課

1. 施行状況全般

経済産業省と環境省は、自動車リサイクル法（平成 14 年 7 月制定）について、制定後 2 年半ほどの間、自動車メーカー、関係事業者、関係自治体などとともに施行の準備を行ってきたが、同法は本年 1 月 1 日から本格的に施行。

本格施行以降、10 万以上の関係事業者は「自動車リサイクルシステム」を利用して、リサイクル料金の支払い、使用済自動車の引取・引渡等に関して原則パソコンからインターネットを経由して（財）自動車リサイクル促進センターに対し報告を実施。

自動車リサイクルシステムは、（社）日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合が自主的に費用負担し、開発を行ってきた情報処理システム。同システムの運用は、自動車リサイクル法における中核業務を担う（財）自動車リサイクル促進センターが中心となって担当しており、概ね順調に稼働中。

2. 関係事業者の状況

(1) 解体業者等の関連事業者

自動車リサイクル法に基づき、引取業者・フロン類回収業者は自治体の登録を、解体業者・破砕業者については自治体の許可を受ける必要あり。

< 関係事業者の許可登録状況（本年 3 月末現在） >

| 関連事業者 | 事業者数 |
|---------------------------------|---------------------------|
| 引取業者 | 85,144 |
| フロン類回収業者 | 22,661 |
| 解体業者 | 5,490 |
| 破砕業者 （プレス、せん断のみ） （シュレッダー） | 1,166 （1,043） （123） |
| 計 | 114,461 |

上記の自治体への登録・許可とは別に、電子マニフェストや預託関連の実務を行うための自動車リサイクルシステムへも登録が必要。

(2)自動車メーカー、輸入業者

自動車メーカー等は、シュレッダーダスト（ASR）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、達成すべきリサイクル率の水準に従ってリサイクルを実施（フロン類については破壊）。

シュレッダーダストのリサイクル水準

| | |
|----------|-------|
| 2015年度以降 | 70%以上 |
| 2010年度以降 | 50%以上 |
| 2005年度以降 | 30%以上 |

自動車メーカー等は、法律施行後のリサイクルの実施状況について、年度毎に公表する義務があり、既に全ての自動車メーカー等が公表済。2004年度はシュレッダーダストの引取量が少ないため評価できる段階にないが、各社ともに、基準を上回るシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率を達成。

シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコスト削減、破砕業者の業務円滑化を背景に、ある程度グループを組んで共同で対処することとし、日産、三菱、マツダを中心とするグループ（ART：Automobile shredder residue Recycling Team）と、トヨタ、ホンダを中心とするグループ（THチーム）が競争しつつリサイクルを実施。

フロン類及びエアバッグ類については、関連事業者の利便を考慮し有限責任中間法人自動車再資源化協力機構を設立し、同機構が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施。

リサイクル料金は、シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金の3種類から構成され、それぞれ適正コストを踏まえ、自動車メーカー等が独自の判断の下、設定・公表するもの。また、リサイクル料金に加え、情報管理料金、資金管理料金も合わせてお支払い頂くこととなっている（後述）。

<リサイクル料金の水準>

| 自動車の種類 | リサイクル料金の合計額の水準 |
|-------------------------------------|----------------|
| 軽・小型乗用車（コンパクトカー） エアバッグ類4個、エアコン有り | 7千円～1万6千円程度 |
| 普通乗用車 エアバッグ類4個、エアコン有り | 1万円～1万8千円程度 |
| 中・大型トラック エアバッグ類2個、エアコン有り | 1万円～1万6千円程度 |
| 大型バス エアバッグ類2個、エアコン有り | 4万円～6万5千円程度 |

(3)リサイクル料金の管理業務

原則新車販売時に徴収するリサイクル料金は、当該車両が廃車となる平均10年後まで、資金管理法（（財）自動車リサイクル促進センターを主務大臣が指定）において安全・確実に管理（管理総額は、約8千億円の規模）。

資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される第三者委員会の審議を経た上で決定。運用対象資産は法律でも限定されており、元本確保を原則とし、原則国債、地方債を対象。また、消費者の信頼を得るべく、運用の状況は四半期ごとに公開するなど積極的な情報公開を実施。

リサイクル料金の具体的な徴収は、以下のとおり。

新車（制度施行後に販売）

新車購入時に新車ディーラーを通じて支払い。

既販車（制度施行前に販売）

- ・車検時に運輸支局等に設置された専用端末機に車台番号等を入力することで、リサイクル料金の請求書が印刷され、これを近傍の窓口に表示し、リサイクル料金の支払いを行う方式が基本。
- ・一方、大口整備事業者は、手元のパソコンを利用し、リサイクル料金の支払い業務を行うことも可能（金融機関口座引き落とし等により支払う）。
- ・リサイクル料金の支払いを確認した上で、運輸支局等が車検証の交付を行うこととなっており、リサイクル料金が支払われていない場合は車検が通らない制度となっている。

制度施行後車検を受けずに廃車になるもの

廃車として引き取られる段階で引取業者（新車・中古車ディーラー、整備事業者等）を通じて支払い。

自動車メーカー等の設定するリサイクル料金の支払いに伴い、（財）自動車リサイクル促進センターにおけるリサイクル料金の管理に要する費用として資金管理料金を、廃車の情報管理に要する費用として情報管理料金を、自動車所有者に支払っていただくことが必要。

| | | |
|--------|------------|----------|
| 資金管理料金 | 新車購入時の場合 | 380円 |
| | 車検時・廃車時の場合 | 480円 |
| 情報管理料金 | | 130円（一律） |

(4)電子マニフェスト等の電子情報システム構築

関係事業者は、廃車1台ごとの引取・引渡の状況に関し、原則パソコンによりインターネット経由で報告を実施（電子マニフェスト制度）。パソコン操作は可能な限り簡便なものとするとともに、操作方法の詳細マニュアルも全ての事業者配布。

3. リサイクル料金の預託及び移動報告の状況

(リサイクル料金預託状況)

| 預託時別 | 預託台数(台) | | 預託金額(億円) | |
|---------|------------|------------|----------|-------|
| | 4-9月計 | 施行後累計 | 4-9月計 | 施行後累計 |
| 新車新規登録時 | 2,827,768 | 4,442,597 | 310 | 485 |
| 車検時 | 15,616,556 | 23,477,764 | 1,443 | 2,178 |
| 引取時 | 1,267,420 | 1,717,602 | 100 | 136 |
| 合計 | 19,711,744 | 29,637,963 | 1,853 | 2,799 |

(工程別引取・引渡報告(電子マニフェスト)実施状況)

| 工程種別 | 引取報告(件) | | 引渡報告(件) | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 4-9月計 | 施行後累計 | 4-9月計 | 施行後累計 |
| 引取工程 | 1,437,034 | 1,908,091 | 1,452,596 | 1,901,906 |
| 70ㄱ類回収工程 | 1,196,375 | 1,579,718 | 1,205,097 | 1,565,299 |
| 解体工程 | 1,519,522 | 1,945,162 | 1,510,783 | 1,885,762 |
| 破砕工程 | 2,349,110 | 2,891,835 | 2,376,709 | 2,831,615 |

フロン類を搭載していない車は引取工程から直接、解体工程に流れる。
解体工程、破砕工程では同工程間での移動が可能。

4. 施行状況の評価

施行後1月から9月までの累計で、190万8千台の廃車が正規の自動車リサイクルのルートに乗っているが、年間の廃車発生台数を400万台程度と想定していたところ、当初想定を下回る水準にある。これは、制度施行前のいわゆる「駆け込み廃車」が相当数に上ったと見込まれること、

平成16年の中古車輸出台数も前年比17.5%増になるなど中古車輸出が増加傾向にあり、そもそも国内廃車発生台数が400万台に達しているのか不明であること、などが要因として考えられる。

「駆け込み廃車」が一段落したと思われる4月以降は、平日一日あたり1万台程度の使用済自動車が安定的にリサイクルシステムに乗っており、さらに上記の中古車輸出の要因を考え合わせると、今のところ特に問題となるような状況とは言えないが、今後の動向を注視することとしている。

一方で、個別の事業者レベルにおいて、違法行為や不適正な行為が行われたり、正規ルート以外に廃車が流れたりすることのないよう引き続き措置することが重要である。このような違法行為が行われるとしたら、事業者の適正な競争環境の維持の面から不適切である。これまでも自治体、関係団体とも

連携しつ、行政処分等の指針の作成等を実施してきたところ。また、各自治体においては、立入検査を計画的に行うなど、厳正な法の執行を実施。

5. その他

離島からの使用済自動車の運搬等の離島対策については、(財)自動車リサイクル促進センターにおいて自治体とも相談しつつ準備をすすめ、本年10月1日から事業開始。不法投棄された自動車の処理等の不法投棄対策の運用についても、具体的な事案が発生した場合に対応できるよう(財)自動車リサイクル促進センターにおいて実務を準備済。

自動車リサイクル法の円滑な施行に資するものとして、自動車リサイクル部品の活用促進策について、関係事業者と引き続き検討中。特に昨年度からグリーン調達法の対象物品に新たに自動車中古部品を加えたところであり、各政府機関は中古部品を優先的に購入していくこととなっている。

6. 制度の普及・広報

(1) 関係事業者向け

施行前、これまで計3回にわたり、それぞれ全都道府県(約50カ所)において、全業種の関係事業者向け全国説明会を実施。

これに加え、下記のとおり各業種別の説明会も適宜開催し、きめ細かく説明。延べ5万人以上が参加。また、各事業者団体内部でも、会員向けの説明会を精力的に開催。

| 説明会 | 時期 | 開催場所数 | 対象事業者数 / 参加者数 |
|--------------------------|----------|--------|--------------------------|
| シュレッダー事業者及びプレス・せん断処理業者向け | 昨年2~3月 | 全国8カ所 | 約1,400社 / 約1,900名 |
| リサイクル料金徴収事業者(整備事業者)向け | 昨年2~3月 | 全国54カ所 | 約17,000社 / 約20,000名 |
| 並行輸入業者向け | 昨年9月 | 全国3カ所 | 約250社 / 約300名 |
| 整備関係指導員向け | 昨年9~11月 | 全国17カ所 | 整備振興会・自販連事務局 / 約1,000名 |
| 車検場団体向け | 昨年10月 | 全国10カ所 | 約450団体 / 約500名 |
| 中古車ディーラー等向け(第一回) | 昨年10~11月 | 全国50カ所 | 案内送付先約60,000社 / 約11,000名 |
| 解体業者向け | 昨年11~12月 | 全国14カ所 | 約5000社 / 約7,500名 |
| 中古車輸出業者向け | 昨年11~12月 | 全国5カ所 | 約800社 / 約1,400名 |
| 中古車ディーラー等向け(第二回) | 本年1~2月 | 全国50カ所 | 案内送付先約60,000社 / 約8,000名 |

本年度においても、引き続き、各業種別に説明会を各地で実施（解体業者向け約 15 回、引取業者向け約 20 回）。今後とも、施行状況に応じて説明会を実施していく予定。

また、コールセンターを設置し、関係事業者からの質問等に電話対応できるよう措置（一般ユーザーからの問い合わせにも対応）。

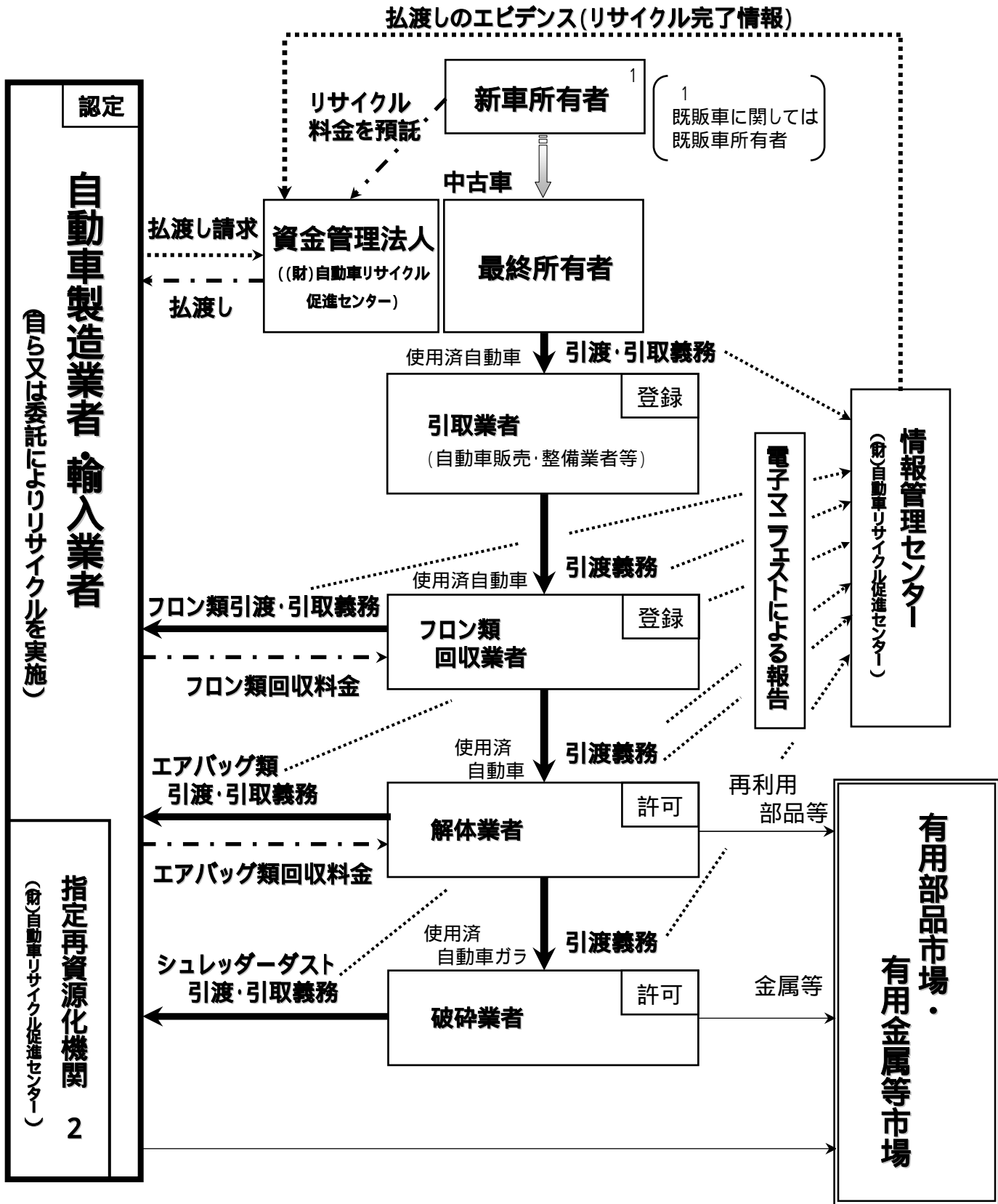
(2)一般ユーザー向け

自動車リサイクル法の円滑な立ち上げのためには、一般ユーザーの理解度向上が極めて重要との認識に基づき、昨年は、施行直前を中心としてテレビ・ラジオCM、新聞・雑誌広告、リーフレットの配布等を実施。結果として、自動車リサイクル法の認知度は90%を越える状況となっている。

今年度も引き続き、一般ユーザーの理解促進を図るため、9月上旬に実施したテレビCMや、7月からのラジオ放送を始めとして、各種媒体を効果的に活用し、理解普及活動を行っていく予定。

| 媒体 | 内容 |
|--------|-------------------------------------|
| テレビCM | ・ 9月上旬に集中的に実施 ・ 概ね5～10本/1日程度放映 |
| ラジオCM | ・ 7月から放送開始 ・ 長時間CMや時報を利用した定期的な放映 |
| 新聞広告 | ・ 9月下旬に5段広告を掲載予定 |
| 雑誌広告 | ・ 幅広いジャンルの雑誌への広告掲載を実施 |
| リーフレット | ・ 9月より約1,000万枚配布 |
| ポスター | ・ 9月より約15万部配布 |
| その他 | ・ 東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出展 |

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



認定

自動車製造業者 輸入業者

(自ら又は委託によりリサイクルを実施)

指定再資源化機関 2

(財)自動車リサイクル促進センター

情報の流れ

使用済自動車等の流れ

金の流れ

2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。